

令和2年1月14日付け、「決定書」（甲16）について反論

1. 監査員は却下の理由として、「根拠となる損害額の算出において、請求人の個人的思料、または私見を述べているのであって、客観的な根拠となり得ない。」と言っている。

しかし、松川町財務規則（甲13）の第107条2項で「予算執行者は前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。」と記載されている。これは実勢価格を調べ、公正に決定しろといっているのである。

当然、実例価格は無数あり、原告の提示した価格も実例価格の一つであることは明らかである。また、役場の設計価格である実施設計者の価格も特定の下請けから見積りを取って決定した実例価格の一つにすぎないのである。

原告は「役場が決定した実例価格が原告の実例価格と比べて不当に高額である。」と主張しているのであり、原告が示した価格が私見であるという理由で当該住民監査請求を却下することは不当である。

2. 次に、原告の価格と役場の設計価格のどちらが実勢価格に近いかについて言及する。

比較が容易で、かつ、既製品であり、今回の象徴的な主材料であるエアコン本体の価格について比較検討する。

甲2の2の27頁に記載されているPAC-4の役場設計単価、521,600円と甲8の27頁記載されている原告の実例単価260,800について比較検討する。

甲17はインターネット上で入手した当該機種の単価情報である。当該10の単価情報の実例単価は195,300～279,100であり、明らかに原告の実例単価（甲8の27頁）260,800円に近く、原告の実例単価が実勢価格と判断されるべきである。

以上より、実勢価格の約1.9倍～2.7倍の役場設計単価521,600円は不适当であり、原告の実例単価（甲8の27頁）が当該住民監査請求で却下されるべきではない。

ちなみに、原告の積算は電気工事については電気工事業を行っている原告竹村幸宏が代表者である竹村工業（株）が担当し、機械設備工事は設備工事業を行っている原告宮沢朋文が代表者である（有）ミヤザワが担当し、各項目の材料費と労務費から積算している。材料費は各取引材料問屋からの見積りであり、労務費は1人工24,000円より分単価50円を算出し、50円×作業時間（分）

として算出している。実例単価および実勢価格として合理的根拠のあるものであり、原告が示した価格が私見であるという理由で当該住民監査請求を却下することは不当である。

3. 監査員は却下の理由として、令和元年9月～10月に行われた現場工事監査での、「指名競争入札において、談合があったと認めるに足る確固たる根拠は認められなかった。」という技術調査報告書（甲第18）を根拠としている。

甲12の2は町のホームページに記載されている工事内訳書に関する情報である。

ここでは、入札業者は第一回目の入札金額の内訳書を役場から渡された金抜きの工事費内訳書に単価及び金額を入れて一回目の入札時に提出することが求められている。

甲14の1は役場設計書の工事費内訳書（甲2の2，3，4）と落札業者の工事費内訳書（甲11の3，5，7）の比較書である。（B/A）は各落札業者が工事費内訳書として提出した値（B）を役場の工事費内訳書の値（A）で除して算出した比率である。

松川北小学校のエアコン工事において、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費の当該比率は全て0.994975となっている。このような偶然が起こることは絶対にあり得ず、役場の工事費内訳書が落札業者に漏洩していたことは明らかである。

北小学校エアコン工事の不正は前述したように明らかであるが、他の2校のエアコン設置工事についても言及する。

当該3校のエアコン設置工事の入札は一抜け方式の入札であり、一抜け方式の入札とは、当該3入札とも同じ指名業者で入札が行われ落札した業者はその後の入札を辞退するという方式であり、一体の入札と見るべきである。北小学校のエアコン工事だけで不正が行われ、他の中学校、中央小学校のエアコン工事が適正に行われたはずはない。

その根拠は、総額工事価格の当該率は

中学校の工事価格率：B/A = 0.998

中央小学校工事価格率：B/A = 0.979

北小学校工事価格率：B/A = 0.993

であり、しかも一回目の入札で落札されており、北小学校の役場設計価格が落札業者に漏洩している事から判断すれば、他の2校の役場設計価格が落札業者に漏洩していたと推測できる。

北小学校の落札業者だけ不正が明確に露見したのはこの業者はこのような不

正入札の経験が乏しかったのではないかということと、当時、役場は入札情報に関する「今後の入札に影響し、公正な入札ができなくなる。」という理由で、一切公開を拒否していたため、「どうせ分からんだろう」という甘い考えによるものからだと推察される。

以上より、原告は、住民監査請求で、「・・・平成31年1月23日に実施した指名競争入札において、談合等による不正な手続きにより、請負業者を選定し、不当に高い価格で請負契約を締結し、その請負代金を支出させた。」との主張は妥当であり、監査員による、「令和元年9月～10月に行われた現場工事監査において指名競争入札で、談合があったと認めるに足る確固たる根拠は認められなかった。」という報告を根拠に当該住民監査請求を却下したことは不当である。

4. 次に、当該住民監査請求に対しての監査について言及する。

入札業者に求められている工事費内訳書は入札契約に関する情報として町のホームページに入札心得等と並列に記載されている重要な書類である。具体的には町の設計価格の単価と業者の単価を比較するために求められているのである。

しかし、監査員が却下の根拠としている甲18の工事技術調査報告書では業者の工事費内訳書について全く触れていない。それどころか、同報告書の3頁の「5. 調査方法」で、事前に入手した資料について①～⑥まで記載されているが、②以外は全て具体的に書かれているが②の入札情報については、「② 入札情報（落札金額、予定価格など）」となっており、重要な書類である業者の工事費内訳書について具体的に記載されていない。

しかし、同報告書の16頁20行目～17頁4行目では、入札は適切であると断定している。

また、当該住民監査請求が提出された令和1年12月12日～通知書が書かれた令和2年1月14日の間、監査委員は落札業者の入札時に提出された工事費内訳書について全く調べていない。それどころか、関係役場職員に対して事情聴取すら行っていない。

町のホームページに入札心得等と並列に記載されている重要な書類である落札業者の工事費内訳書が現場工事監査と当該住民監査請求に対する監査で全く検証されていないことは不可解である。

甲14と同様な役場の内訳書と落札業者の内訳書を比較するだけであれば10分ぐらいで可能であり、松川北小学校のエアコン工事において、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、直接工事費の当該比率が全て0.994975となっていることが容易に分ったはずである。

また、監査員は原告の積算価格の内訳明細書（甲8）の単価などについて根拠

を聞くべきだったはずであるが、全く原告に対して事情聴取を行わず、通知期限である60日に対して約半分の30日を残し「決定書」の通知をしてきたのである。

以上より、当該監査は単に杜撰というだけでなく、結論ありきの不当監査だったと言わざるを得ない。

5. 甲11の3, 5, 7は当該入札時に提出した落札業者の工事費内訳書である。また、甲12の2は入札条件である工事費内訳書に関する規定である。

当該工事内訳書は明らかに甲12の2の「2.」の規定に違反している。

具体的には、役場による中学校エアコン設置工事設計図書の工事費明細書には約300項目ありそれぞれの単価と金額が記されているが、甲11の3の神稻建設（株）が提出した工事費内訳書は單なる総括表であり、内容（適正な施行ができるか等）を確認できるものではない。

これは、松川町財務規則（甲13）に記載されている入札書無効の規定である112条の（4）「金額その他記載事項が明らかでない入札書」及び（5）「前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書」に該当する。

以上より、当該落札の入札書は無効であり、当該3小中学校のエアコン工事の契約自体が不当であるといえる。

6. 落札価格の上限値である入札書比較価格の漏洩について言及する。

入札書比較価格が入札業者選定調書（甲9の2～4）の設計額（設計業者の設計価格）と同額ということを11名の選定委員が入札前に知っていたという問題である。このことは、委員である多くの課長達は認めている。

入札書比較価格とは、予定価格調書に落札価格の上限値（税抜き）として入札前に町長が独自の判断で決定し、入札当日まで誰も見られない状態で保管されている値である。

平成27年以前は全て町長が自筆で書き、封筒に入れて金庫に保管していた。

しかし、設計業者の設計価格が入札書比較価格になった平成27年6月26日の入札以降の27年度分と令和1年度の確認できた7月分まで、町長が公正の証として秘密に自筆で記入してきた入札書比較価格が、活字で印刷されている。これは、町長以外の役場関係者が印刷しているのである。（甲15の2）

このことは、担当職員が認めている。明らかに、入札前に町長以外の役場関係者が入札書比較価格を知っているという証である。

ただし、前述の3. で述べた漏洩は設計業者の設計価格が役場の入札書比較価格と同額であることを知り、かつ、役場の工事費内訳書を扱うことが出来た者の行為であると推察できる。

7. 松川町当局者は設計価格を入札書比較価格にしたことを、陳述書別紙（甲10）の平成26年10月22日付け、国土交通大臣の総行行第231号国土入企第14号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」と題する通達における歩切り禁止の記載を根拠にしているが、歩切り禁止の前提は適正に積算した価格の歩切りを禁止しているのであって、外部の設計業者の設計価格を歩切り禁止ではない。

ちなみに、「歩切り禁止」を根拠に平成27年6月26日から実施された設計業者の設計価格を入札書比較価格に決定した会議の議事録と資料を情報公開により求めたところ、「情報がないので公開できない。」ということであった。（甲19）

また、現在の町の財務規則等の入札に関する規則の中に「歩切り禁止」という文言は一切入っていない。

8. 最後になるが、松川町には入札に関して、「入札・契約に係る基本事項」「入札心得」・「工事費内訳書の提出について」・「松川町財務規則」等があり、また、これらのことばは町のホームページでも公開されている。

これらの規則の中で一つでも守られていたとしたらこのような不正が行われることはなかつたはずである。また、一人の役場職員がこれらの規則を根拠に「この様な入札はおかしい」と指摘したら止まっていたはずである。

このような不正が平成27年度から長期に継続しているのは、役場の上層部すなわち、町長等の指示による組織ぐるみの不正行為だと判断せざるを得ない。

このような状況の中で、当該松川町小中学校3校の入札が行われ、前述3.で述べた役場工事費内訳書が落札業者に漏洩した事実が判明したのである。

以上より、当該決定書は不当であり、当該住民監査請求は妥当である。・・・・

追加事実証明書の目録 変更 令和2年1月27日

- 甲第11号証の1 松川町情報公開決定通知書（R2.1.9付け）
- 甲第11号証の2 入札書（松川中学校エアコン設置工事）
- 甲第11号証の3 落札業者工事費内訳書（松川中学校エアコン設置工事）
- 甲第11号証の4 入札書（松川中央小学校エアコン設置工事）
- 甲第11号証の5 落札業者工事費内訳書（松川中央小学校エアコン設置工事）
- 甲第11号証の6 入札書（松川北小学校エアコン設置工事）
- 甲第11号証の7 落札業者工事費内訳書（松川北小学校エアコン設置工事）
- 甲第12号証の1 入札契約に関する情報（松川町役場ホームページより）
- 甲第12号証の2 工事費内訳書の提出について（松川町役場ホームページより）
- 甲第13号証 松川町財務規則（松川町役場ホームページより）
- 甲第14号証の1 役場設計書の工事費内訳書と落札業者の工事費内訳書の比較書
- 甲第14号証の2 松川北小学校エアコン設置工事で落札業者が松川町役場の工事費内訳書をどのように利用したかの一考察
- 甲第15号証の1 松川町情報公開決定通知書（R1.9.6付け）
- 甲第15号証の2 平成26年4月～令和1年7月に於ける500万円以上の入札の見積り経過書と予定価格調書
- 甲第16号 決定書（R2.1.14付け）
- 甲第17号 インターネットで取得したエアコン本体単価情報
- 甲第18号 工事技術調査報告書（R1.10.25付け）
- 甲第19号 松川町情報公開決定通知書（R2.1.16付け）